

「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT

1



お客さまの手続方法等の変更は
ございません。従来どおり、金融機関に
おいて取立依頼を行っていただけます。

POINT

2



すでにお持ちの手形・小切手も
引き続き利用可能ですので
ご安心ください。

POINT

3



2026年度までの全面的な電子化に向けて、
電子記録債権・インターネットバンキング等
の決済手段への移行をご検討ください。



電子化することで、
こんなに利便性が向上します！

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに
万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

紙の手形・小切手から
電子的な決済手段への移行
をご検討ください！

2026年度までの
全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環
境配慮やテレワーク対応に向け
た社会的意義を持つとともに、
企業・金融機関の業務効率化に
貢献します。

金融界は、政府で閣議決定され
た約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化
に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度ま
でに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。



電子記録債権・
インターネットバンキングのご検討を！

電子化のメリットは、手形・小切
手をはじめとする書面・押印・対
面手続の省力化や管理コストの
削減など、支払側と受取側双方
にあります。お客さまにおかれ

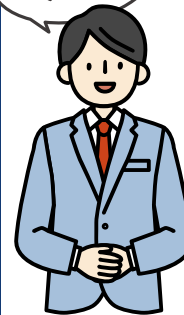
ましても、電子記録債権の利用およびインターネット
バンキングからの振込といった電子的決済手段への
移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

ご確認
ください



手形の交換方法を電子化する

「電子交換所」
設立のご案内



2022年11月から、
手形の交換方法が変わります

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。
ぜひ、ご一読ください。



一般社団法人
全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

電子交換所の決済開始時期

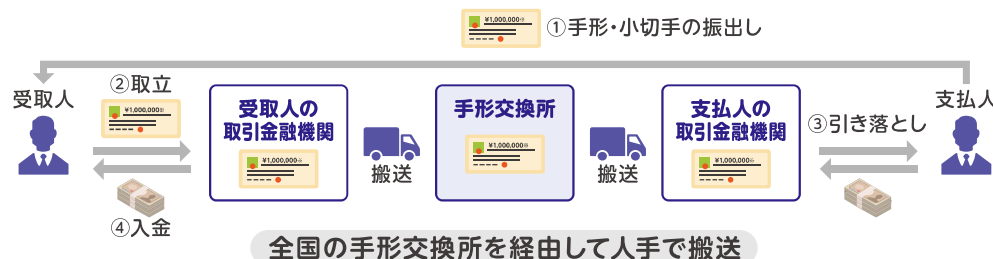
2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

手形交換所における交換
(従来)



電子交換所における交換



用紙や記入方法などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、
QRコード付きの
手形・小切手用紙に
変更となる場合があります。



② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。